

三島市障がい者移動支援事業者の指定に関する要綱

平成20年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、三島市障がい者移動支援事業実施要綱(平成20年三島市告示第63号)に基づく移動支援事業を行う者(以下「移動支援事業者」という。)の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定移動支援事業者」とは、第3条第1項の規定に基づき三島市の指定を受けた移動支援事業者をいう。

2 この要綱において、「指定」とは、指定移動支援事業者の指定をいう。

(指定移動支援事業者の指定)

第3条 市長は、指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)から指定の申請があったときには、この要綱で定めるところにより、指定を行うことができる。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定移動支援事業者の指定を行わない。

(1) 申請者が、法人でないとき。

(2) 当該申請に係る移動支援事業所(以下「事業所」という。)の従業員の知識及び技能並びに人員が、別に定める三島市障がい者移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「基準」という。)を満たしていないとき。

(3) 申請者が、基準に従って適正な移動支援事業を運営することができないと認められるとき。

(4) 申請者が、第10条第1項の規定により指定を取り消され、又は指定障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合にその指定を取り消され、そのいずれかの取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(5) 申請者の役員又はその事業所を管理する者(以下「役員等」という。)のうちに、前号の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものがあるとき。

(6) 申請者が、第10条第1項の規定による指定の取消し又は指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第6条第2項の規定による事業の廃止又は指定障害福祉サービス事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7) 前号に規定する期間内に第6条第2項の規定による移動支援事業の廃止又は指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以

内に当該届出に係る法人の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

- (8) 申請者が、登録の申請前5年以内に指定障害福祉サービス事業、移動支援事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (9) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (10) 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (11) 申請者が、労働に関する法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (12) 申請者の役員等のうちに第6号から前号までのいずれかに該当する者があるとき。

（指定の申請等）

第4条 前条の規定に基づき指定移動支援事業者の指定を受けようとする者は、移動支援事業を実施する事業所ごとに、三島市障がい者移動支援事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の管理者の氏名、住所及び経歴
- (3) 事業所における移動支援事業の実施に係る責任者の氏名、住所及び経歴
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (6) 移動支援事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 移動支援事業に係る資産の状況
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
（賠償責任保険証の写し、事務所の賃貸借契約書の写し、誓約書等）

（指定の通知）

第5条 市長は、指定を行ったときは、三島市障がい者移動支援事業者指定決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

また、申請を却下したときは、三島市障がい者移動支援事業者指定却下通知書（様式第2号の2）により申請者に通知するものとする。

（指定の更新）

第6条 指定移動支援事業者の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第3条、第4条、第5条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。
(変更の届出等)

第7条 指定移動支援事業者は、指定申請書の記載事項及び第3条第1号から第4号までに掲げる事項について変更があったときは、三島市障がい者移動支援事業者指定変更届出書(様式第3号)により市長に届け出なければならない。

2 指定移動支援事業者が事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、三島市障がい者移動支援事業廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出が事業の再開によるときは、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付しなければならない。

4 第2項の規定による事業の廃止の届け出があったときは、当該指定は、その効力を失う。

(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指定移動支援事業者若しくは指定移動支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下「指定移動支援事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定移動支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定移動支援事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定移動支援事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 指定移動支援事業者が、第3条第2項第9号から第12号までのいずれかに該当するに至った時。

- (2) 指定移動支援事業者が、当該申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (3) 指定移動支援事業者が、基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
- (4) 移動支援扶助費の請求に関し不正があったとき。
- (5) 指定移動支援事業者が第 8 条第 1 項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6) 指定移動支援事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が第 8 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同行の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定移動支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (7) 指定移動支援事業者が不正の手段により第 3 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、指定移動支援事業者が、法その他国民の健康医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、指定移動支援事業者が、移動支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (10) 指定移動支援事業者の役員等のうちに、指定の取消し前 5 年以内に移動支援事業又は障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (11) 指定移動支援事業者が障害福祉サービス事業者の指定を受けている場合において、当該指定が取り消されたとき。

2 市長は、前項による取り消しを行ったときは、三島市障がい者移動支援事業者指定取消通知書（様式第 5 号）により当該指定移動支援事業者に通知するものとする。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日において現に改正前の三島市障害者移動支援事業実施要綱により平成 19 年度に移動支援補助金交付決定を受けた移動支援事業者についてはこの要綱の施行の日に、第 3 条の指定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。